

秋田市立牛島小学校いじめ防止基本方針

(令和7年4月)

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・いじめは、人権侵害であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促すとともに、いじめを受けた子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

(3) いじめの解消

いじめが解消されている状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされているときとします。一つ目は、心身の苦痛を感じる行為が止んでいる期間が少なくとも3ヶ月以上継続している場合、二つ目は、いじめを受けた子どもが面談等により心身の苦痛を感じていないと認められたときです。

いじめが解消されている状態に至った場合でも、再発防止のために、いじめを受けた子どもといじめた子どもについて保護者と連携しながら注意深く観察します。

真にいじめを乗り越えたと判断するのは、上記の要件を満たした上に、当事者と周りの子どもを含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができた場合とします。

2 いじめの未然防止のための取組

教職員と子どもとの信頼関係を重視します。その上で、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。また、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。さらに、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

- (1) 信頼関係の構築
 - ・積極的に子どもとコミュニケーションを図ったり、話に共感するなど受容的な態度で接したりしながら、信頼関係の構築に努めます。
- (2) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実
 - ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
 - ・外部の専門家を招いた研修会などを実施します。
 - ・いじめ問題について考えたり議論したりする道徳科の授業の改善と工夫に努めます。
- (3) 学級活動の充実
 - ・子どもが互いの個性を認め、集団の一員としての自覚を深めることができるよう、話し合い活動、係活動、集会活動等の自主的な活動の充実を図ります。
- (4) 児童会活動の充実
 - ・子どもたちの手で学校生活の向上を図ることができるよう、代表委員会を中心とした各委員会の主体的な活動への取組を支援します。
- (5) 体験活動の充実
 - ・自分の努力や成長を実感するとともに、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、運動会、学習発表会、校外学習、宿泊研修、修学旅行等の充実を図ります。
- (6) 触れ合う活動の充実
 - ・学級や学年に限らず、異学年の子どもや地域の方とのつながりを深めることができるよう、異年齢集団による活動（フレンド遊び）、きらり読書会等を実施するとともに、地域行事（三皇祭等）への積極的な参加を呼びかけます。
- (7) 思いやりのある集団づくりの推進
 - ・子ども一人一人にとって居心地のよい学校・学級となるよう、児童会が主体となっていじめ防止を呼び掛けたり、各学級で相手を思いやることの大切さについて考え、実践したりします。
- (8) 「分かる・できる授業」づくりの推進
 - ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。
- (9) 情報モラル指導の充実
 - ・インターネットの安全な利用を図るため、LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた指導の充実を図ります。
- (10) 特に配慮が必要な子どもへの特性や心情に配慮した適切な支援の充実
 - ・様々な事情で配慮が必要な子どもが、不安を抱えずに過ごせるように、児童の特性やニーズ、専門家の意見を踏まえた適切な指導・支援を行います。
- (11) PDCAサイクルによる取組の検証
 - ・保護者や子どもに対する生活アンケートの実施と活用をします。
 - ・いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施と活用をします。

3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 日常的な取組の充実

- ・朝の健康観察で子どもの様子を的確に把握します。また、始業前や休み時間、授業中等に子ども一人一人の様子や人間関係をじっくり観察します。
- ・毎日の生活の中での声掛け、登下校時に一人一人と交わすあいさつや触れ合い等、子どもたちがいつでも気軽に相談できる環境づくりに努めます。

(2) 生活アンケート・集団づくりに関する調査の実施

- ・生活アンケート（５月、１１月）及び集団づくりに関する調査（５月）を実施するとともに、必要に応じて子どもの悩みや不安等を聞き取るための個別面談を実施し、一人一人の子どもや学級の状況について把握します。また、全校児童及び全学級の状況や対応等について校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等の間で共通理解を図ります。

(3) 子どもとの教育相談の実施（５月、１１月）

- ・学級担任が面談を通して、子ども一人一人の努力や成長を認めるとともに、悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 関係職員との情報共有

- ・学年部内やチーム対応、学級生活支援サポーター等の間で、子どもの努力や成長に加え、問題行動等あらゆる点について日常的に情報の共有化を図ります。
- ・生徒指導主事、養護教諭、各学年部の生徒指導担当教員による「生徒指導部会」を実施し、各学年の子どもたちの生活状況について情報交換をし、今後の課題や取り組むべき指導内容等について共通理解を図ります。

(5) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外にも、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(6) 「牛島小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、校長、教頭に報告・相談するとともに、「牛島小いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり、報告・連絡・相談を密にしながら、共通認識の基に組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「牛島小いじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもに対応するかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、即日対応します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から内容を聞き取り、事実関係を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) 広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じて広域カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで、保護者との連携や面談、注意深い観察を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、いじめが確定した場合でなくても、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学校運営協議会委員により、「牛島小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・上記教職員に必要なに応じて広域カウンセラー等をアドバイザーとして、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報や学校ホームページなどを通して、いじめ防止に向けた学校の取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。
また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

○中学校や周辺の小学校との連携

- (1) 小中一貫した考えに立った教育の充実
 - ・城南学区小中連携会議を開催し、学区や児童生徒の実態を基に共通実践事項に取り組んだり、情報交換したりするなど小中で連携した教育を進めます。
- (2) 児童会と生徒会との連携による取組の充実
 - ・児童会が中学校の生徒会と連携し、学校生活の活性化やいじめ防止に向けた取組を進めます。

○保護者との連携

- (1) 「生徒指導だより」による情報発信
 - ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。
- (2) 学年・学級懇談における説明・協議
 - ・学年・学級の現状を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。
- (3) 保護者面談の実施
 - ・家庭の様子や保護者の考え、願いを把握するとともに、子どものよりよい成長のために互いに協力していこうとする意識の共有化を図ります。
- (4) 研修会等の実施
 - ・外部から専門家を招き、研修会等を開催します。
- (5) 相談窓口、相談機関の周知
 - ・学校以外の相談窓口（「広域カウンセラー」や「すくうる・みらい」「スペース・イオ」等）や救済制度などを紹介します。

○地域との連携

- (1) 情報の共有化
 - ・牛島学区安全パトロール推進協議会や各種地域団体と連携し、子どもの様子についての情報交換を進めます。
- (2) ホームページの活用
 - ・学校の取組や子どもの活動について、情報発信に努めます。

7 年間計画

月	活 動 内 容 (※特活・学校行事関連)	委員会等
4 月	子どもを語る会 秋田中央警察署見回り活動 交通安全教室 ※全校 P T A ※1 年生を迎える会	生徒指導部会 (毎月開催) 不登校対策委員会 (随時開催) いじめ対策委員会 (随時開催) 校内生徒指導研修会①
5 月	小中連携会議① 生活アンケート① 子どもとの教育相談 Q-U 調査 (5 年生) ※スポーツデー (全校) ※フレンドタイム①	生徒指導対策委員会①
6 月	小中連携会議② ※修学旅行 (6 年) ※まんたらめ宿泊研修 (5 年)	生徒指導対策委員会② いじめ対策委員会 (*)
7 月	スマホ・ケータイ安全教室 (4 年生・保護者) スマホ・ネット安全教室 (5・6 年生) 保護者面談① ※学年・学級 P T A ※フレンドタイム②	
8 月	校内研修会 ※ドリーム DAY ※フレンドタイム③	生徒指導対策委員会③
9 月	※校内陸上運動記録会 (6 年)	
10 月	※学習発表会 (全校)	生徒指導対策委員会④
11 月	生活アンケート②	いじめ対策委員会 (*)
12 月	保護者面談② ※学年・学級 P T A ※フレンドタイム④	生徒指導対策委員会⑤
1 月	小中連携会議③	
2 月	教育課程編成会議 ※学年末 P T A ※6 年生を送る会 (全校)	生徒指導対策委員会⑥ いじめ対策委員会 (*)
3 月	児童引き継ぎ資料の作成	

(*) 構成員全体の会議